

視 察 報 告 書

報告者氏名：堀りょういち

参加者名：横須賀市議会民生常任委員会

(青木(秀)、井坂、石山、泉谷、小幡、西郷、土田、堀が参加)

期 間：2024/11/6～2024/11/8

視察都市等及び視察項目：

1. 豊田市「アドバンス・ケア・プランニング（ACP [通称：人生会議]）の推進について」
2. 滋賀県社会福祉協議会「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクトについて」
3. 札幌市「子ども発達支援総合センター「ちくたく」について」

所 感 等：

1. 豊田市「アドバンス・ケア・プランニング（ACP [通称：人生会議]）の推進について」

1) 取組内容

- 豊田市在宅医療・福祉連携推進計画を平成30年度に策定。在宅療養とACPの推進を明記。豊田市はACPの認知度向上と実践の啓発を様々に行っている。
- エンディングノートという名称だと取り組みにくいため、「わたしのノート（スタート編）」という名前にして、どう死にたいかではなく、どう生きたいかを考えるための内容にしている。
- 専門家のためのACP事例集を作成し、配布。
- 市の各種媒体を通じた情報発信、市内の介護事業所と連携した電子ポスターなど。
- 特に力を入れているのが、「出前講座」ならぬ「出向き講座」。市側が積極的に町内会等の市民団体に対して講座の開催を提案している。講座の結果「これからやってみよう」と回答した人が8割に上る。救急車の適正利用や在宅療養の取組などの話も併せて行っている。

- 令和4年度から専門職や在宅療養者向けのアンケートを実施。それを踏まえて第2次計画を策定。計画では、在宅療養の満足度を9割以上にすること、ACPの認知度を3, 4割にするなど指標を立てて進めている。
- 豊田市では「豊田みよしケアネット」という、在宅医療・介護・福祉総合ネットワークを設置しており、そこで情報の共有を行っている。

2) 横須賀市政への反映

- 本市では在宅療養の割合が全国平均より高く、また独自の終活支援を行うなど、地域包括ケアの取組全体としては進んでいる。
- 一方で、本市はACPではなくリビング・ウィルの取組を行っており、終活支援も含めて、「どのように死ぬか」の取組が強い。
- 本市ではリビング・ウィルを進める冊子があるが、平成30年度に作成されてから見直しが進んでいない。これを機にACPとして、内容や配布方法、啓発の見直しを進めるべきではないだろうか。
- また、在宅医及び医療・介護関係職種が、在宅患者の治療経過や症状などの情報を共有し、適切な医療や介護を提供するための情報共有ツール「よこすかりんくパスポート」にACPの情報を入れ込むこと、A4の紙ではなく医師会と連携してデジタル化を図ることも検討に値するのではないかと。
- 様々な取組をしている豊田市であるが、まだまだ認知すら十分にされていない段階。ACPの取組は家庭内でのコミュニケーションが最も重要であり、行政が重視すべきはその取組の推進である。啓発による行動変容をいかに進めるかが工夫の見せ所であり、そのためには「出向き講座」のような市側が汗を流す取組も必要なのではないだろうか。
- また、ACPを家族で「どう生きるか」を考える取組と定義すれば、子どもやプレシニア世代に対する啓発を行うことも考えられる。
- 公衆衛生が向上し、長寿命化し、古い慣習が廃れていく中で、私たちの暮らしの中に「死」に向き合う機会が減ってきている。加えて、核家族化・単身化が進む中で、身内の死に触れ

るどころか、それについて考えたり話し合ったりする機会も減っているのが現状である。ACPを若年時から進めることの意義は高まっているのではないだろうか。本市においても教育や孤独孤立対策、生きがいづくりなどの取組の中にACPのエッセンスを盛り込んでいく必要があると考える。

2. 滋賀県社会福祉協議会 「子どもの笑顔 はぐくみプロジェクトについて」

1) 取組内容

- 高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等、多様な立場の民間福祉団体が集まり、共同実践を目指す会員組織「滋賀の縁創造実践センター」において、スタートしたプロジェクト。民間事業者の自発的なアクションで支えられている。
- 子ども食堂、フリースペース、児童養護施設等の子ども向けの仕事体験、ほっとスポットの4つが柱となっている。
- 子ども食堂は全ての学区に1つという計算で300箇所の設置をゴールに行っている（とはいえ、今は量よりも質を重視している傾向）。10月末時点で221の子ども食堂が開設されている。県社協はこれに対して、研修会や交流会、活動PR、助成・寄付物品等の配分を行っている。
- 助成金としては開設支援助成金1施設10万円に加え、保険料の助成、物価高騰対策の助成、研修費の補助などがある。今後は各市町社協との連携を強化して、今後の支援の在り方を模索していくとしている。
- フリースペースは地域の社会福祉施設等を拠点にして、信頼できる大人と過ごせる夜の居場所をつくっている。主な対象は被虐待や生活困窮などで困難を抱える子どもである。委託事業ではなく、光熱費や水道代等の補助を行っている。困っている子どもを真ん中におき、社協、行政、社会福祉施設が連携して取り組む体制を構築している。
- 社協の強みは、民間であること。そして、継続性。民間としてのフットワークの軽さ、同じ民間事業者とのつながり、これらをどう活かせるか。また、行政のように予算の制約や人事異動の制約を受けず、継続できるという強みを活かして何ができるか、こういった視点も重要だ。

2) 横須賀市政への反映

- 地域共生社会を目指す上で、社協の存在は欠かせない。しかし、本市社協は財政難、人材不足などの困難を抱えており、その在り方が問われている段階である。市としてもどのような関わりをするべきなのか模索している。
- 滋賀県社協は「協議会」という名の通り、様々な専門分野の団体が集い、専門性と専門性、制度と制度の間にあるような取り組みに対して事務局としての機能を発揮することが求められているということで、何ができるかをみんなでアイデアを出し合い、今回のプロジェクトを作り上げた。上からの委託事業でもなく、助成金を前提とした取組ではない。あくまで自分たちで課題を見つけ、その課題を自分たちで解決しようという主体的な姿勢による取組が、本プロジェクトを推し進めていると思われる。本市社協もこのような姿勢で、自分たちの事業内容を検討する必要があるだろう。
- そのためには共通の理念を持つ必要があるだろう。滋賀県社協は「だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られる人間的共感に根ざした地域共生社会を実現する」とし、「子どもを真ん中においた地域づくり」を進めている。具体的な実践と、それに向けた共通の思い、これを共有することが重要だ。
- 子どもの福祉の点で言えば、本市においても様々な制度のはざまにある課題がある。貧困、虐待対応、不登校、ひきこもりなど。これらに対する民間の活動はポツポツと生まれてはいるものの、それを支える存在がなく、広がりや欠けているのが実情ではないか。社協がそのための機能を担うことができるか。そしてそれを市がどうサポートすべきか。計画を一緒に作成し、共に歩むと決めた今、こうした課題に正面から向き合う必要があるのではないか。

3. 札幌市「子ども発達支援総合センター「ちくたく」について」

1) 取組内容

- 子どもの発達を医療と福祉の両面から支援する札幌市が運営するセンター。市立病院の精神科分院や認知症の高齢者の施設等を改修して平成 27 年に開設。
- 構成施設は、医療部門として子ども心身医療センター（診療

所)と発達医療センターがある。また、入所施設部門として「児童心理治療センター”こころぼ”、自閉症児支援センター”さぼこ”がある。さらに通所施設部門として、就学前の知的・発達障害のある子どもへの支援のための「かしわ学園」と「はるにれ学園」があり、肢体不自由の子どものために「ひまわり整肢園」、「みかほ整肢園」がある。

- ちくたく本庁舎は地下鉄駅から徒歩15分ほどで、丘の上にあるため、駅前から無料のシャトルバスがあり、30分に1本程度で運行している。
- ちくたくのコンセプトは「多様な視点による適切かつ高度な支援の提供」「関係機関との連携による札幌市全体の支援体制の向上」である。
- 子ども心身医療センターはちくたく内の医療機関であり、児童精神科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科がある。各区にある保健所機能を持つ「保健センター」、医療機関からの紹介が多く、児童精神科・小児科ともにASDが多い傾向にある。
- 児童心理治療センター”こころぼ”は北海道で2ヶ所目の児童心理治療施設である。入所の約8割の子が被虐待の子どもであり、なんらかの障害を抱えている子が多い。多くが児童相談所から措置され、中には児童養護施設での生活に困難を抱えてこころぼに来る子もいる。保護者の元に帰ることをゴールにしているが、長期化したり、児童養護施設に措置されることもある。
現在6名が入所しているが、児童相談所からはより多くの子どもの預かってほしいというニーズがあり、施設改修後に受け入れを増やすとしている。
- ちくたくに通う子どもたちの学習の場として、学区内の中学校の分教室としての位置付けで「のぞみ分校」が設置されている。ちくたく以前にどこかの学校に在籍していた場合は転校扱いとなる。

2) 横須賀市への反映

- 本市には「ちくたく」と同じ位置付けとして療育相談センターがある。福祉と医療を協働で進めており、札幌市と遜色ない機能を有していると思われる。また医師の確保や増大する

支援ニーズへの対応など、課題面でも共通しているようだ。

- 本市として参考にすべきは児童心理治療施設の存在である。札幌市は政令指定都市で本施設を設置しているため、発達面で課題がある子どもの心理面をケアする入所施設が存在しているが、本市はなく県や他市に依存している。一方で、児童相談所で保護される子どもの中には発達障害、知的障害の子が増えている、児童養護施設でも受け入れが難しい子が増えている。そうした子どもたちの受け皿が十分でないために、一時保護所の入所期間が長期化し、子どもの権利が侵害されている状況となっている。本市単独でこのような施設を作ることには困難であるが、広域自治体での設置や県への要望を強化していく必要はあるだろう。

以上